

福岡県公報

平成29年3月28日
第3879号

目次

告示(第220号-第235号)

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	3
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	4
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	4
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	4
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	4
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	4
○都市公園内で車馬等(自転車等を除く。)を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定	(公園街路課)	5
○福岡県営西公園及び福岡県営大濠公園の利用料金の承認	(公園街路課)	5

○福岡県営名島運動公園の利用料金の承認	(公園街路課)	6
○福岡県営春日公園の利用料金の承認	(公園街路課)	7
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○平成28年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者	(保健衛生課)	16
○行政書士に対する懲戒処分	(市町村支援課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(廃棄物対策課)	17
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	17
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課)	17
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	18
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について	(建築指導課)	18
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
正 誤		
○道路の供用の開始(平成29年3月福岡県告示151号)中正誤		20

告 示

福岡県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地藏庵-1	朝倉市杷木池田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤谷-1	朝倉市杷木赤谷及び朝倉郡東峰村福井（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久毛原(a)(b)	朝倉市杷木古賀（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松葉	朝倉市杷木志波（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(D)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(D)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(E)	朝倉市杷木志波（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
林田	朝倉市杷木穂坂（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
地藏庵-1	朝倉市杷木池田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
赤谷-1	朝倉市杷木赤谷及び朝倉郡東峰村福井（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
久毛原(a)(b)	朝倉市杷木古賀（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
松葉	朝倉市杷木志波（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
只越(D)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
只越(D)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
只越(E)	朝倉市杷木志波（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
林田	朝倉市杷木穂坂（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上ノ山谷	朝倉市江川（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
美奈宜の杜5丁目(b)	朝倉市美奈宜の杜5丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
美奈宜の杜5丁目(b)	朝倉市美奈宜の杜5丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

福岡	県道	福岡太宰府線	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘五丁目64番1先から糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目13番6先まで	11.0 ～ 28.0	390.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘五丁目64番1先から糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目13番6先まで	11.0 ～ 37.0	390.0

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡太宰府線	糟屋郡宇美町ゆりが丘五丁目64番1先から糟屋郡宇美町ゆりが丘六丁目13番6先まで

福岡県告示第226号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

都市公園内で車馬等を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定（昭和53年7月福岡県告示第1199号）は、廃止する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
西公園 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街

路課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 施行期日

平成29年4月1日

福岡県告示第227号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

都市公園内で車馬等を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所の指定（昭和56年11月福岡県告示第1767号）は、廃止する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
大濠公園 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園
街路課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 施行期日

平成29年4月1日

福岡県告示第228号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
名島運動公園 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部
公園街路課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 施行期日

平成29年4月1日

福岡県告示第229号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
中央公園 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園
街路課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 施行期日

平成29年4月1日

福岡県告示第230号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
筑豊緑地 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園
街路課及び福岡県飯塚県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 施行期日

平成29年4月1日

福岡県告示第231号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
春日公園 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県那珂県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 2 施行期日
平成29年4月1日

福岡県告示第232号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条第1項第7号の規定に基づき、車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所を次のように指定する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 車馬等（自転車等を除く。）を乗り入れ、又はとめて置くことができる場所
筑後広域公園 別図に表示する場所（別図は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 2 施行期日
平成29年4月1日

福岡県告示第233号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園及び福岡県営大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営西公園

福岡県営大濠公園

- 2 位置
福岡市中央区西公園
福岡市中央区大濠公園
- 3 利用料金の承認年月日
平成29年3月28日
- 4 利用料金
(1) 集会所
イ 西公園の集会所

単 位 ・ 金 額		
午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
2,140円	3,210円	3,750円

ロ 大濠公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
座敷	2,660円	3,370円	3,020円
西の間	2,420円	3,010円	2,780円
次の間	1,450円	1,920円	1,680円
立礼席	2,650円	3,470円	3,030円
茶室（全室）	8,980円	10,830円	10,090円
茶室（八畳）	5,780円	6,890円	6,520円

備考 ロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
茶道具	一式	1,490円
	一点	30円

- (2) 大濠公園の駐車場

区 分	単 位		金 額
普通自動車 準中型自動車	1台	2時間以内	220円
		2時間を超えるとき30分ごとに	160円
中型自動車 大型自動車	1台	3時間以内	1,530円
		3時間を超えるとき30分ごとに	250円

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定するところによる。

(3) 大濠公園の日本庭園

種別	単位	金 額			
		個 人		団 体	
		一般	児童	一般	児童
入園料	1人・1回	240円	120円	190円	95円

備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 次の者の入園料は、無料とする。
 - (1) 6歳未満の者
 - (2) 65歳以上の者
 - (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障害者
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 療育手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第

45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

福岡県告示第234号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営名島運動公園
- 2 位置
福岡市東区名島二丁目
- 3 利用料金の承認年月日
平成29年3月28日
- 4 利用料金
 - (1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	970円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	3,490円

(2) 庭球場

単 位	金 額
1面2時間以内	660円

備考 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円
コインロッカー	1回	50円
温水シャワー	1人・1回	120円

(3) 研修室

単 位	金 額
1時間	360円

福岡県告示第235号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

福岡県営春日公園

2 位置

春日市原町三丁目

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月28日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	3,760円

備考

- 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	全点灯	11,180円
	60パーセント点灯	7,940円
	40パーセント点灯	5,430円
スコアボード	1回	1,350円
放送設備	1回	2,480円

(2) 庭球場

区 分	単 位	金 額
庭球場	1面2時間以内	660円
練習場	一般	1回1時間以内 140円
	学生	1回1時間以内 80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円
コインロッカー	1回	50円
温水シャワー	1人・1回	120円

(3) 球技場

単 位	金 額
4時間以内	9,740円
4時間を超えるとき1時間ごとに	2,430円

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	78,400円
	50パーセント点灯	20,590円
	35パーセント点灯	14,530円
	17パーセント点灯	7,730円
スコアボード	1回	1,350円
放送設備	1回	2,480円
温水シャワー	1人・1回	120円

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	360円

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借
 - ・運転適性検査装置賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組

合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年4月13日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年2月1日から平成40年1月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年5月9日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成29年3月28日（火曜日）から平成29年5月8日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年5月9日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成29年5月10日（水曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for System for Helicopter Television
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 9, 2017
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2592)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
運転適性検査装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間
平成29年6月1日から平成34年5月31日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成29年5月9日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者
- | 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA |
- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2592
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成29年3月28日（火曜日）から平成29年5月8日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成29年5月9日（火曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時

平成29年5月10日（水曜日）午前10時50分

- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for driving aptitude inspection system and driving aptitude inspection implementation apparatus for vehicle
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 9, 2017
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2592)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル福智店
- (2) 所在地 田川郡福智町弁城4238番1 外19筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
ア 駐車場内における車の円滑な誘導、歩道前の一旦停止などについて案内板や標識等を活用して、スムーズにかつ安全な運行を確保するようお願いする。
イ 近くに工場やガソリンスタンドもあることから周辺道路では大型トラックや自動車など交通量が多く安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行うようお願いする。

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
高齢者、車椅子での来店者に対して特段の配慮をお願いする。
- (3) 防災・防犯対策への協力
青少年健全育成の観点から、十分な非行防止対策を実施するようお願いする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔A区画〕
(2) 所在地 大野城市福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内（27街区）

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア) 敷地西側（現人橋乙金線側）の出入口は、右折出入庫が多く発生することが予想され、南側の交差点に近いことから、道路の渋滞に繋がらないよう、車の誘導等について配慮し、必要な場合は、道路管理者と安全対策について十分な協議を行うようにすること。

イ) 敷地内駐車場利用に際し、車両の出入庫により混雑等が発生し周辺道路の渋滞に繋がらないように交通整理員を配置するなどの配慮をすること。

ウ) 北側出入口から出庫する際は、乙金公民館の信号へ出るように店舗内で誘導すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

ア) 区画境の道路を通行する際は、交通整理員の配置及び横断歩道の設置等を警察と協議し歩行者の安全を確保すること。

イ) 店舗車両の出入口について、混雑等が見込まれる場合は、交通整理員を配置し歩行者の安全を確保すること。

ウ) 西側市道を横断し、事故が多発する場合は、横断防止柵等を設置する等、歩行者への安全対策を行うこと。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

防犯や少年非行防止の観点から、店舗内だけでなく店舗外、駐車場へも防犯カメラの設置が望ましいと考える。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

地区計画、屋外広告物等必要な規制に関する手続を行うこと。

(8) その他

ア) 駐車場の利用可能時間が午前0時半までとなっており、アミューズメント施設等も併設されていることや、近隣には学校施設等もあることから、防犯や青少年非行等の防止のため、施設内の警備等の強化を行うこと。

イ) 住民説明会等を通じて近隣住民から出た意見を十分念頭に置いた対応を行うこと。

また住民からの意見が地域の安全安心確保に関するものであった場合、具体的な対応を図ること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔B区画〕
- (2) 所在地 大野城市福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内(26街区)

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア) 敷地西側(現人橋乙金線側)の出入口は、右折出入庫が多く発生することが予想され、南側の交差点に近いことから、道路の渋滞に繋がらないよう、車の誘導等について配慮し、必要な場合は、道路管理者と安全対策について十分な協議を行うようにすること。

イ) 敷地内駐車場利用に際し、車両の出入庫により混雑等が発生し周辺道路の渋滞に繋がらないように交通整理員を配置するなどの配慮をすること。

ウ) 北側出入口から出庫する際は、乙金公民館の信号へ出るように店舗内で誘導すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

ア) 区画境の道路を通行する際は、交通整理員の配置及び横断歩道の設置等を警察と協議し歩行者の安全を確保すること。

イ) 店舗車両の出入口について、混雑等が見込まれる場合は、交通整理員を配置し歩行者の安全を確保すること。

ウ) 西側市道を横断し、事故が多発する場合は、横断防止柵等を設置する等、歩行者への安全対策を行うこと。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

防犯や少年非行防止の観点から、店舗内だけでなく店舗外、駐車場へも防犯カメラの設置が望ましいと考える。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

地区計画、屋外広告物等必要な規制に関する手続を行うこと。

(8) その他

ア) 駐車場の利用可能時間が午前0時半までとなっており、アミューズメント施設等も併設されていることや、近隣には学校施設等もあることから、防犯や青少年非行等の防止のため、施設内の警備等の強化を行うこと。

イ) 住民説明会等を通じて近隣住民から出た意見を十分念頭に置いた対応を行うこと。

また住民からの意見が地域の安全安心確保に関するものであった場合、具体的な対応を図ること。

公告

平成28年度福岡県ふぐ処理師試験(平成29年3月9日実施)の合格者を次のように発表する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	13	23	41	53	66
4	15	25	42	55	67
5	16	27	43	56	68
6	17	32	46	58	69
7	18	33	48	60	71
8	19	34	49	61	
10	21	36	51	64	
12	22	40	52	65	

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第1号の規定に基づき、平成29年3月24日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
05402309	古賀市花見東六丁目18番10 シャレール千鳥602 後藤 太一	戒告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年福岡県規則第58号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成28年環境省令第16号）等の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年3月28日

公告

解散した清算法人高田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法

（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
檜原 利行	みやま市高田町黒崎開1907番地
宮地 豊勝	みやま市高田町徳島312番地3
猿渡 三千人	みやま市高田町上楠田3003番地
城戸 教男	みやま市山川町尾野611番地
森 博信	みやま市高田町飯江612番地3
佐藤 一昭	みやま市高田町黒崎開744番地7
古賀 勝則	みやま市高田町江浦町411番地
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
古賀 一利	みやま市高田町江浦1112番地
田中 輝光	みやま市高田町竹飯3495番地
黒田 優	みやま市高田町田尻926番地1
只隈 早苗	みやま市高田町舞鶴327番地2
松尾 喜一郎	みやま市高田町海津1742番地
坂梨 喜九義	みやま市高田町竹飯1334番地1
河野 平	みやま市高田町竹飯1128番地
坂口 岩次郎	みやま市高田町上楠田3037番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地
小宮 健二	みやま市高田町南新開528番地
末吉 永和	みやま市高田町北新開355番地1
田中 一博	みやま市高田町永治469番地2
江崎 淳二	みやま市高田町濃施60番地1 ハイッタダクマⅢB棟202号
山田 一昭	みやま市高田町黒崎開440番地

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成29年3月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人マイル

(2) 代表者の氏名

深川 美香

(3) 主たる事務所の所在地

糸島市南風台七丁目11番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者又はがんその他の疾患による在宅終末期患者及び障害者（児）とその家族に対し、様々な職種やボランティアと協力しながらホームホスピス事業、相談支援事業、介護保険法に基づく事業、障害者総合支援法に基づく事業を行うとともに、地域住民に対して看取り文化を豊かにするための啓発事業、相談支援事業等を行い、最期まで安心してその方らしく暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成29年3月1日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人シルバーサポートセンターつくし

(2) 代表者の氏名

川良 幸子

(3) 主たる事務所の所在地

春日市星見ヶ丘六丁目2番地

(4) 定款に記載された目的

本会は、困った時にお互いに助け合う精神で、地域社会を豊かで住みよくするために、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動や自主的な福祉活動を通して、不特定かつ多数の人々の生活の安定、福祉の増進、人権の擁護を図ることを目的とする。

公告

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので公示する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成29年4月1日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

朝倉筑前都市計画道路の変更（平成29年3月3日朝倉市告示第24号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市富地原字惣原1073番1、1074番1、1075番1、1075番3及び1075番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市富地原1359番地1
学校法人秋山学園
理事長 秋山 秀二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市須恵四丁目606番1、606番2、607番1及び607番9から607番11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区みどりが丘二丁目20番16号
山崎 拓

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市二日市北三丁目198番1及び198番12から198番18まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本県熊本市南区田迎五丁目4番6号
TAKASUGI株式会社
代表取締役 平島 孝典

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字手鎌字泉町287番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市御井旗崎一丁目1番27号
株式会社エンデバー
代表取締役 柳川 晃浩

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
29.3.7	3873	告 示	151	3	○			表中	筑後市大字古島372番1先まで	筑後市大字水田372番1先まで